

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 4 年度第 6 回 富士見市市民参加及び協働推進委員会 議事録</p>						
日 時	令和 5 年 3 月 1 日 (水)		開会	午後 7 時 0 0 分		
			閉会	午後 8 時 2 5 分		
場 所	富士見市役所分館 3 階 分館会議室					
出席者	委 員	横山委員長	朝賀副委員長	小池委員	高野委員	佐藤委員
		○	○	×	○	×
		鈴木委員	児玉委員	馬場委員	小森委員	東海林委員
		○	×	×	○	○
事務局	協働推進課 佐々木課長、長根副課長、赤田主査					
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者なし)					
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 令和 4 年度審議会等設置状況調査結果報告</p> <p>(2) 令和 5 年度公募委員募集・パブリックコメント実施予定報告</p> <p>(3) 富士見市自治基本条例の見直し検討結果報告</p> <p>(4) 富士見市協働事業提案制度について</p> <p>(5) 審議会等における W e b 会議について</p> <p>(6) 令和 5 年度スケジュール (案) について</p> <p>(7) その他</p> <p>4 閉会</p>					

議 事 内 容

長根副課長	<p>1 開 会 開会あいさつ</p>
委員長	<p>2 委員長あいさつ あいさつ</p>
	<p>3 議 題 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例第6条第1項の定めにより、横山委員長が議長となり、議事を進行した。</p> <p>(1) 令和4年度審議会等設置状況調査結果報告 資料1 審議会等の委員比率について（令和4年10月1日現在）</p>
事務局	<p>資料に基づき説明。今後も審議会等の設置運営に関する指針や審議会等の運営及びパブリックコメントの運用に関するマニュアルに沿い、委員公募の実施や女性委員の選任に努めるよう、各所属へ働きかけていく。</p>
委 員	<p><質疑・意見> 活動している審議会等の件数については昨年と比較して12件増加とあるが、活動状態に変更のあった審議会等は、休止及び廃止されたのが2件、再開及び新規に設置されたのが13件であるため、11件増加ではないのか。</p>
事務局	<p>⇒廃止された「富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（富士見市立富士見ガーデンビーチ）」が、昨年は休止中であったため、活動している審議会等の件数には含まれていないことによる。</p>
委 員	<p>各種調査の分析の中で、審議会等委員年齢層がまとめられており、年代のバランスが取れていると説明があったが、委員全体では10代～50代が全体の45%強と過半数に届いてないと思うが。</p>
事務局	<p>⇒年代が不明な委員も6.8%含まれており、10代～50代が45.3%、60代～90代が47.9%と差異は少ないため、バランスは悪くないものと考えている。</p>
委 員	<p>公募委員を選任している審議会等の方が、女性委員が多いのであれば、公募委員を選任していない審議会等で女性委員の比率を上げていく方がよい。</p>

委員	<p>公募委員がない審議会等においては、公募しない理由に専門性を挙げているところが多い。確かに、専門的な知識が必要な審議会等も多く含まれているため、もっと委員には民間の方を選任した方がよい。</p>
事務局	<p>⇒これらの審議会等においては、学識経験者等として必要に応じて民間の方を選任している。</p>
委員	<p>参考人等の関係者として、学識経験者に会議へ出席してもらう方法も考えられる。</p>
委員	<p>専門性だけを求めると、内容が分からなくなってしまうこともある。委員に学識経験者を含める程度でよいと思う。</p>
<p>(2) 令和5年度公募委員募集・パブリックコメント実施予定報告</p>	
資料2	令和5年度審議会等委員公募予定
資料3	令和5年度パブリックコメント募集予定
事務局	<p>資料に基づき説明。市民参加機会をあらかじめ市民に周知するため、市広報4月号及び市ホームページで公表予定。なお、募集時期や案件名等については、変更になる場合がある。</p>
<p><質疑・意見></p>	
<p>なし</p>	
<p>(3) 富士見市自治基本条例の見直し検討結果報告</p>	
資料4	富士見市自治基本条例の見直しに関する報告書
資料5	富士見市自治基本条例の見直しについて〔市長の見解〕
資料6	富士見市自治基本条例の手引き（案）
事務局	<p>前回会議で承認された「富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書」を、令和4年11月22日付で市へ提出。その後、庁内委員会での協議検討の結果、資料4が令和4年11月28日付で提出され、「条例については、市民主体のまちづくりを進めるうえで必要な基本的事項が規定されており、また社会情勢の変化等にも対応が可能な条例とされていることから、改正の必要はないが、条例の基本理念や趣旨をわかりやすく周知する観点から、解説については適宜修正の必要性がある。」と報告された。</p> <p>各委員会による提言・報告を踏まえ、市では資料5を令和4年12月15日付でまとめ、「各委員会における条例見直しの検討に対する見解を尊重し、条例は現行のとおりとする。ただし、条例の基本理念や趣旨をわかりやすく周知する観点から、解説については表現の修正や市の取組事例の追加等を必要に応じて行っていきたいと考える。」との見解に至った。</p>

	<p>本委員会による提言書、資料4及び資料5については、市ホームページにて公開した。</p> <p>これらの見解に基づき、「富士見市自治基本条例の手引き」の令和5年4月一部改正（案）について、資料6に基づき説明。</p>
委員	<p><質疑・意見></p> <p>パブリックコメントの配布資料の設置場所に、ぱれっとがないのはなぜか。</p>
事務局	<p>⇒実施機関の窓口や市政情報コーナーの他、主要な公共施設を指定しているが、ぱれっと等のこれ以外の施設にも案件に応じて設置することは可能としている。</p>
委員	<p>みずほ台中央公園内にある交流施設は設置場所とならないのか。</p>
事務局	<p>⇒案件によっては、必要に応じて設置することは可能と考える。</p>
議長	<p><議決></p> <p>資料6一部改正（案）の承認を求めたところ、委員一同より承認が得られた。</p>
	<p>（４）富士見市協働事業提案制度について</p>
	<p>資料7 協働事業提案制度令和5年度改正概要（案）</p>
事務局	<p>・令和4年度提案型協働事業候補選定結果報告</p> <p>令和4年度市民提案型協働事業プレゼンテーションで提案された2事業「こども対話カフェ（こども対象哲学カフェ）事業」及び「世界が広がる！学校では教えてくれない国旗の授業」について、提案型協働事業候補に選定し、提案者及び担当課へ通知した。</p>
	<p><質疑・意見></p> <p>なし</p>
事務局	<p>・令和5年度制度改正（案）</p> <p>資料に基づき、令和5年度に予定している制度改正（案）について説明。前回説明した小規模事業への補助金（スタートアップ事業）の新設については、再度制度設計を行い、令和6年度以降の改正を目指していく。</p>
委員	<p><質疑・意見></p> <p>アイデア提案者の要件に、関係人口も含めてもよいのではないか。</p>
事務局	<p>⇒富士見市自治基本条例に基づく制度であるため、条例の定義する民</p>

	<p>の範囲から外れることはできないと庁内での判断があった。</p>
委員	<p>アイデア提案の要件の④提案者が実施することが可能な事業であることは必要であるのか。</p>
事務局	<p>⇒市民提案型協働事業へ転換することを前提としているため、市民提案型協働事業と同一の要件としているが、申込みの時点では必要ないとする。課内で精査する。</p>
委員	<p>市制施行50周年記念事業のアイデアを募集した際は、応募者の要件はどのようにしていたのか。</p>
事務局	<p>協働事業提案制度の制度ではなく、別で実施したものであるが、市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動されている団体を応募対象者としていた。</p>
議長	<p><議決> 資料7制度改正（案）の承認を求めたところ、委員一同より承認が得られた。</p>
	<p>（5）審議会等におけるWeb会議について</p>
	<p>資料8 審議会等におけるWeb会議での運用について（案）</p>
事務局	<p>資料に基づき説明。今後、審議会等の開催方法としてWeb会議を選択できるよう、庁内での調整を進めていく。</p>
委員	<p><質疑・意見> 開催基準②にパンデミックの発生時は含まれるのか。</p>
事務局	<p>⇒コロナの現状を鑑み感染症については記載していないが、パンデミックの発生時も対象とすることは可能と考えている。</p>
委員	<p>条例改正は一括で行うのか。それとも個別で行うのか。</p>
事務局	<p>⇒法規担当に相談しながら改正案を作成するが、特例条例で一括して改正したいと考えている。</p>
委員	<p>Web会議の開催可否について関係省庁等へ確認が必要な審議会はどれくらいあるのか。</p>
事務局	<p>⇒5件程度ある。</p>
委員	<p>Web会議での参加を申出できる期限を定めるのか。</p>

事務局	⇒各審議会等での判断となる。
委員	聴覚障がい者への情報保障について、例えば手話通訳者をWeb会議参加者の自宅等に派遣する等、どのようにするのか。点字に翻訳した資料等も必要となってくるのではないか。
事務局	⇒各審議会等で対応について判断することとなるが、手話通訳者については、会議の招集場所に配置することになると思う。
委員	委員公募の際の条件に、Web会議への参加を加えることは考えられるのか。
事務局	⇒目的が市民参加機会の拡充であるため、条件とすることは難しい。
委員	市民参加機会の間口を広げるが、端末機器や通信環境を委員個人で整える必要がある等、実際には広がっていない懸念はないか。
事務局	⇒新たに開催方法として選択できるようにすることで、市民参加の機会の拡充につながると考える。
委員	使用するソフトウェアは、Zoomとharutakaだけなのか。
事務局	⇒市で契約しているソフトウェアとなる。また、個人情報の取り扱いはharutakaのみ可能である。
委員	盗聴等の情報漏洩より、会議内容の録音・録画の方が問題なのではないか。
事務局	⇒録音・録画は原則禁止としている。
委員	資料はメールで送付できるのか。
事務局	⇒条例等では制限してないが、個人情報の取扱いの問題が残るため、個別に判断が必要である。
	(6) 令和5年度スケジュール(案)について
	資料9 令和5年度市民参加及び協働推進に関するスケジュール(案)
事務局	資料に基づき、令和5年度の会議日程について説明。 ・第1回推進委員会(予定) 日時：令和5年5月11日(木)午後7時～ 場所：富士見市役所1階 全員協議会室

< 質疑・意見 >

なし

(7) その他

なし

4 閉 会